更生カウンセリング研修／集合研修 利用規約

本規約は、一般社団法人パワーハラスメント防止協会（以下「当協会」という。）が提供する更生カウンセリング研修及び集合研修（以下「本サービス」という。）の利用条件を定めるものである。

第1条　（定義）

この利用規約において使用する語句について、次に掲げる通り定義する。

(1)　本規約　この利用規約

(2)　当協会　一般社団法人パワーハラスメント防止協会

(3)　利用者　本サービスを利用する個人又は法人

(4)　本サービス　当協会が提供する更生カウンセリング研修及び集合研修並びにこれらに付随関連する各種サービス

(5)　本サイト　https://www.phpaj.com

(6)　本研修　利用者の従業員等に対する各種研修

(7)　同業他社　当協会と同種又は類似の研修・コンサルティング等を業として提供し、又は提供準備を行う事業者

(8)　知的財産権等　特許権、商標権等の産業財産権、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定されている権利を含む）等の知的財産権、その他の権利

(9)　反社会的勢力　暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者

(10)　機器等　機器、通信回線、ソフトウェアその他一切の手段

(11)　機密情報　個人情報、顧客情報、企業情報、その他本規約に関連して知り得たすべての情報

第2条　（この利用規約について）

1. 本規約は、利用者全員に適用される。
2. 利用者は、本規約への同意がない場合には、本サイト及び本サービスをご利用いただくことはできないものとする。
3. 本サービスの利用者は、個人・法人を問わず、本サービス利用契約の申込時点又は本サービス利用時点で、本規約に同意したものとみなす。

4. 当協会は、以下のいずれかの場合、利用者の同意を得ることなく、本規約を変更できるものとする。
   (1) 変更内容が名称変更、誤記・形式の修正等であり、本規約の内容に実質的に影響しない場合
   (2) 変更内容が利用者の一般の利益に適合する場合
   (3) 変更内容が本サービスを利用する目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
5. 本規約の内容は、前項に定める場合以外であっても必要に応じて変更することがあり、変更内容は本サイトへの掲載、その他の方法で周知する。
6. 変更後に異議を述べずに本サービスを利用された利用者は、当該変更に同意したものとみなす。
7. 本サービスには、本規約の他に、本サイトに本サービスの利用方法やご注意いただくべき事項が表示されるものとし、これらも実質的には本規約の一部をなすものとする。
8. 本規約は、定型約款として当協会と利用者との間の定型取引に適用されるものとする。
9. 本規約は、適用開始日以降に新たに申し込まれる本サービスに適用する。適用開始日より前に申し込まれた本サービスについては、利用者及び当協会が別途合意した場合を除き、当該申込みに適用された利用規約に従うものとする。

第3条　（本サービス内容）

1. 当協会は、本サービスとして次の内容のサービスを提供する。
   (1) 本研修の企画・設計
   (2) 本研修において使用する教材の作成
   (3) 本研修の講師の手配
   (4) 本研修の実施
   (5) その他前各号に関連するサービス
2. 利用者は、当協会が当協会の指定する講師に対し本サービスを再委託することを承諾する。

第4条　（申込方法）

1. 利用者は、本サービスを申し込む場合には、当協会が別途指定する方法によって、

当協会に対して申込を行うものとする。

2. 利用者が当協会に提出する申込書及びヒアリングシートには、利用者の名称・所在地・担当者情報、研修名、実施予定日、実施回数の上限、受講者情報、請求方法、支払条件その他本サービスの実施に必要な事項を記載するものとする。本サービスの料金は、利用者が承諾した見積書に定めるものとし、当該見積書及び申込書は、本サービス利用契約の内容を構成する。
3. 利用者が当協会に申込書を送付した後、当協会が承諾の通知（電子メールを含む。）を発した時点で、申込書記載内容を条件として、利用者と当協会との間に本サービス利用契約が成立するものとする。
4. 当協会が申込書の受領確認その他これに類する連絡を行った場合であっても、当該連絡は前項の承諾の意思表示を意味するものではない。
5. 本規約の定めにかかわらず、本サービスに関して利用者当協会間で個別契約書を締結した場合、個別契約の内容と本規約の内容が異なるときは当該内容については個別契約が優先し、それ以外の本規約の内容は依然として利用者当協会間に適用される。

第5条　（本サービスの拒否）

1. 当協会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの申し込みをお断りすることができるものとする。
   (1) 申し込み時に虚偽の事実を記載した場合
   (2) 当協会の提供する他のサービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合
   (3) 本規約のいずれかに違反している、又はそのおそれがある場合
   (4) 所定の申込書の内容に不備がある場合
   (5) 当協会が、申込者が同業他社に該当し、又は本サービス内容・教材等の不正取得のおそれがあると合理的に判断した場合
   (6) 前各号に定めるほか、本サービスを提供することに技術上又は当協会の業務遂行上相当の支障がある場合
2. 前項の規定により、本サービスの申し込みをお断りした場合には、当協会は利用者に対し、当協会が適当と判断する方法で、その旨を通知するものとする。なお、当協会は、お断りした理由の開示義務を負わないものとする。

第6条　（料金及び請求方法）

1. 本サービスの料金は、利用者が承諾した見積書に記載された金額とする。複数回の研修を予定する場合、各回の研修は独立した役務として提供され、各回の研修料金は当該研修の実施に応じて発生する。
2. 当協会は、本サービスの遂行にあたり講師に関して出張が発生する場合は、その出張に要する費用（宿泊費（前後泊含）、交通費及び出張費等）を、前項の料金として、見積書又は申込書記載の金額に付加して、利用者に対して請求することができるものとする。なお、付加されない費用が発生した場合は別途請求書に記載して請求するものとする。また、外部の会議室等、利用者又は当協会が所有する場所以外で研修が実施され、尚且つ当協会が外部会議室の予約をした場合は、施設利用料を利用者に請求できるものとする。なお、当協会は、利用者に対し交通費等の領収書を提出する義務を負わないものとする。
3. 当協会は、申込書において利用者が選択した請求方法に従い、次のとおり請求書を発行する。

   （1）月ごとの請求：各月に実施した研修分を、月ごとにまとめて請求する。

   （2）一括請求：研修終了後（途中終了の場合を含む。）に、実施済みの研修分をまとめて請求する。
4. 利用者は、月ごとの請求の場合は研修実施月の翌月末日、一括請求の場合は研修終了が確定した月の翌月末日までに、当協会の指定する金融機関の口座に請求金額を振り込むものとする。振込手数料は利用者の負担とする。ただし、見積書その他の書面により別途合意した場合は、その定めを優先する。
5. 利用者が料金の支払を遅滞した場合には、利用者は年 14．6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。
6. 事前に協議した以外の作業が発生した場合には、その都度利用者当協会が協議して書面でその額を定める。
7. 更生カウンセリング研修において、複数回の研修を予定する場合、申込書等に記載された回数は実施回数の上限を示すものであり、当協会がそのすべての実施を保証するものではない。実際の実施回数は、研修の進捗状況、受講者の状況その他の事情を踏まえ、当協会が合理的に判断する。ただし、個別契約において実施回数を保証する旨を明示的に合意した場合は、この限りでない。
8. 後続の研修が実施されなかった場合であっても、そのことのみを理由として、実施済みの研修料金を減額又は返還するものではない。未実施の研修料金は、第 16 条に定めるキャンセル料その他契約上発生する費用を除き、請求しない。

第7条　（実施場所・設備・事前準備・納入等）

1. 本研修の実施場所は、利用者当協会が協議し決定した施設とする。
2. 利用者は、当協会が実施場所において本サービスを実施するために必要な設備・機材等（以下「設備等」という。）を準備し、当協会に提供する。
3. 当協会は、実施場所及び設備等を善良な管理者の注意をもって使用し、本研修実施以外の目的に使用してはならない。
4. 利用者は、当協会が本研修実施日 5 営業日前までに電子メールで納入するテキストを研修当日までに印刷し、講師の指示に従い受講者へ配布する。ただし、受講する研修によっては、テキストを使用しない場合がある。なお、テキストの納入が遅延する場合、当協会があらかじめ利用者に通知するものとする。

第8条　（利用者の事務所等への立ち入り）

1. 本サービスの実施に関連して、当協会が、当協会の担当者及び当協会が手配する講師（以下「担当者等」という。）を利用者の事務所その他利用者の管理する場所に立ち入らせる必要がある場合、利用者はこれに協力する。
2. 前項の場合、当協会は、当協会の担当者等に利用者の定める規律及び指示を遵守して安全と秩序を維持させるとともに、随時利用者の要請に協力するよう指導する。

第9条　（個人情報の取扱い）

1. 当協会は、本規約によって取得する個人情報については、当協会が定める「プライバシーポリシー」（https://www.phpaj.com/policy）に従い適切に取り扱うものとする。
2. 当協会は、本サービスの運営・提供にあたり必要な範囲で個人情報の取り扱いを本規約業務委託先（研修講師を含むがこれに限らない。）へ委託することがある。この場合、当協会は、当該業務委託先との間で、個人情報の保護を義務付けるための契約を締結するとともに、委託した個人情報の管理につき、必要かつ適切な監督を行う。

第10条　（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、感染症・疫病の蔓延、感染症等による健康被害、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・

通信回線等の事故その他利用者又は当協会の責に帰することができない事由（以下「不可抗力事由」という。）により、本規約に基づく義務の全部又は一部の履行が遅滞又は不能となった場合、当事者は、当該不可抗力事由の範囲において相手方に対し責任を負わない。ただし、当該不可抗力事由が解消したときは、利用者及び当協会は誠実に協議の上、日程変更その他合理的な措置を講ずるものとする。

第11条　（保証の否認及び免責事項）

1. 当協会は、特に利用者と合意した場合を除き、本サービスについて次に掲げる事項を保証しないものとする。
   (1) 本研修により特定の効果又は利益が利用者に生じること
   (2) 本研修によりパワハラ及び他ハラスメントを完全に防止できること
   (3) 本研修によりパワハラ及び他ハラスメントの認定を行うこと
   (4) 本研修は、行為者の内省及び行動改善を支援することを目的とするものであり、完全な更生、再発防止又は行動変容の実現を保証するものではないこと
2. 利用者は本研修を利用するにあたり、必要に応じ、自己の費用と責任で本研修を利用するために必要となるパソコン、スマートフォン等の端末、インターネット回線、ヘッドホンセット、Web カメラ、ソフトウェアのインストールその他の設備を用意する。
3. 利用者及び当協会のインターネット回線の状況、パソコン環境、その他予期せぬ理由により、コンテンツの中断、速度低下、障害、停止もしくは利用不能、又は中止等の事態等が発生した場合も、これによって利用者に生じた損害について、当協会の責めに帰すべき事由によらない限り、当協会は責任を負わないものとする。
4. 当協会は、本研修の品質向上、記録、紛争予防その他正当な目的のため、必要な範囲で録音又は録画を行うことがある。録音又は録画を行う場合、当協会は事前に利用者へ通知する（緊急やむを得ない場合を除く。）。当該録音又は録画データは、当該目的の範囲内でのみ利用し、第三者に提供しないものとする（法令に基づく場合を除く。）。当該データは、合理的な保存期間経過後、適切な方法により削除又は廃棄する。

第12条　（機密保持）

1. 利用者及び当協会は、本規約に関連して相手方から開示、提供又は知り得た機密情報（第 1 条第 11 号に定義する。）を善良なる管理者の注意をもって取扱い、事

前に書面により相手方の同意を得ることなく、本規約の目的以外に使用し、又は第三者（法令上守秘義務のある専門家を除く。）に開示又は提供してはならない。ただし、個人情報及び顧客情報を除く機密情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

(1) 開示又は提供の前後を問わず公知となった情報

(2) 開示又は提供された時点において、既に自己が保有している情報

(3) 開示又は提供によらず、独自に取得した情報

(4) 機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から合法的に入手した情報

2. 当協会は、当協会の売上高、従業員数等について、理由の如何を問わず、利用者に通知する義務を負わないものとする。

3. 本条の機密情報保持義務は、本規約終了後も存続するものとする。

第13条　（本サービスの停止）

1. 当協会は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、必要に応じて利用者に通知の上、又は緊急やむを得ない場合には事前通知なく、本サービスの全部又は一部の提供を停止、中断、延期又は中止することができる。

(1) 地震、落雷、火災、停電、感染症・疫病の蔓延又は天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合

(2) 利用者又は受講者による名誉・プライバシー侵害行為、誹謗中傷、暴言、ＳＮＳ等への不適切な投稿その他本サービスの円滑な実施を妨げる行為があった場合

(3) 感染症の疑い、健康上の問題その他やむを得ない事由がある場合

(4) 受講者の言動、利用者による研修への過度な介入その他の事情により、講師の身体的・心理的安全、研修の適正性又は実効性の確保が困難であると当協会が合理的に判断した場合

2. 前項に基づく停止、中断、延期又は中止が当協会の責めに帰すべき事由によらない場合、当協会はこれにより利用者又は第三者に生じた損害について責任を負わない。

3. 第１項に基づき本サービスを中止又は終了した場合、当協会は、利用者に対し、その判断の理由を合理的な範囲で説明するものとする。ただし、受講者その他第三者の機密情報、個人情報又は安全に関わる情報については、開示を要しない。日程変更、実施方法の変更その他の代替措置については、必要に応じて利用者と

協議するものとする。

4. 第 1 項に基づく停止、中断、延期又は中止については、第 16 条第 1 項に定める利用者都合のキャンセルとは区別し、当該キャンセル料の規定を当然には適用しない。
5. 第 1 項に基づき本サービスが中止又は終了した場合であっても、実施済みの研修料金及び既に発生した契約上の費用については、第 6 条に従い精算する。未実施の研修に係る料金を受領済みの場合は、当該料金から適法に控除できる金額を除き、利用者に返還する。

第14条　（著作権の帰属）

本サービスの履行過程において当協会によって作成された教材にかかる著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）は、従前から利用者に帰属する著作物を含む場合を除き、当協会に帰属する。ただし、当協会は、利用者に対して、本サービスの実施の目的の範囲に限定して、これら著作物の利用を許諾する。

第15条　（禁止事項）

1. 利用者及び受講者は、当協会の事前の書面（電子メールを含む。）による承諾なく、本研修について写真撮影、録画、録音又はこれらに準ずる行為を行ってはならない。
2. 利用者及び当協会は、次の各号に定める行為を行ってはならない。
   (1)　本規約の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
   (2)　法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
   (3)　相手方又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つけるような行為
   (4)　相手方又は第三者の財産、名誉・プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為（誹謗中傷・暴言・ＳＮＳ等への書き込みを含む。）
   (5)　相手方の業務を妨害する行為
   (6)　公序良俗に反する内容の情報、文書及び図形等を他人に公開する行為
   (7)　その他相手方が不適切と判断する行為

第16条　（キャンセル及び日程変更等）

1. 利用者は、利用者の事情により本サービスの実施を中止又は日程変更する場合は、事前に当協会に書面（電子メールを含む。）により通知するものとし、当該通知日

に応じて次のとおりキャンセル費用を当協会に支払うものとする。なお、本条における「〇日前」とは、研修実施予定日を起算日とする暦日によって計算するものとする。本サービス実施予定日の 5 日前までに日程を変更する場合は、キャンセル料は発生しないが、それ以降の日程変更は、原則としてキャンセルと同等の扱いとする。また、日程変更にあたり生じる費用（旅費、宿泊費等）は、変更の申し出時期にかかわらず利用者が負担しなければならない。

(1)　研修予定日の 15 日より前：キャンセル費用は不要

(2)　研修予定日の 14 日前から 5 日前まで：キャンセル費用として、研修実施費用 50%に加え、予定していた日程に研修を実施しないことで生じた宿泊・交通のキャンセルにかかる実費、テキスト印刷費、研修準備物等の送付にかかった実費

(3)　研修予定日の 4 日前から当日まで：キャンセル費用として、研修実施費用の 100%に加え、予定していた日程に研修を実施しないことで生じた、宿泊・交通のキャンセルにかかる実費、テキスト印刷費、研修準備物等の送付にかかった実費

2. 当協会が別途指定する研修については、中途解約はできない。
3. 当協会は、当協会の責めに帰すべき事由によらないやむを得ない事情により、本サービスの全部又は一部を実施できない場合、利用者に通知のうえ、当該サービスを中止又は終了することができる。この場合の料金及び費用の精算は、第 6 条及び第 13 条の定めに従う。
4. 第 13 条第 1 項に基づく本サービスの停止、中断、延期又は中止については、同条の定めを優先して適用する。
5. 当協会の責めに帰すべき事由により未実施の研修を中止した場合、当協会は、当該未実施の研修に係る料金を請求せず、既に受領している場合は返還する。これにより利用者に損害が生じた場合の賠償責任については、第 20 条の定めに従う。

第17条　（権利義務の譲渡等の禁止及び再委託の取扱い）

1. 利用者及び当協会は、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく、本規約から生じる権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、又は処分してはならない。
2. 前項にかかわらず、当協会は、本サービスの提供にあたり必要な場合、本サービスの一部を第三者に業務委託できるものとする。この場合、当協会は、当該第三者に対し自己が本規約において負担するのと同一の義務を課したうえで、当該業

務委託先に対し、委託業務の実施に必要な範囲で、機密情報又は個人情報を開示できるものとする。なお、当協会は、第 20 条の定める範囲内において、業務委託先が実施する本サービスの実施について、当協会が実施した場合と同様の責任を負う。

3. 当協会は、業務委託先が実施する本研修の実施について、本研修を実施する業務委託先の講師の責に帰すべき事由により本規約又は本規約に定める当協会の債務を履行できなかった場合、損害の賠償を当該講師に求めることができるものとする。

第18条　（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び当協会は、相手方に対し、現在及び将来にわたり、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証する。
   (1) 自己又は自己の役員が暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等､その他これらに準ずる者(以下、これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること
   (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
   (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   (4) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
   (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
   (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
   (7) 自己又は第三者をして暴力的要求、脅迫的言動、法的責任を超えた不当な要求、風説の流布・偽計・威力等による他人の信用毀損・業務妨害を行うこと
2. 利用者又は当協会は、相手方が前項の表明・保証に違反して、前項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、直ちに本規約を含む利用者当協会間のすべての契約を解除することができるとともに、被った損害の賠償を請求することができる。

第19条　（契約の解除）

1. 当協会は、利用者が本規約に基づく債務を履行しない場合（本規約に違反した場合を含む。）には、相当の期間を定めて履行の催告を行い、なおも履行がなされないときは、書面による通知をもって本サービスの提供を一時的に中止し、又は本規約を解除することができるものとする。
2. 前項に関わらず、利用者又は当協会は、相手方が次の各号の一に該当した場合には、相手方に対する何らの通知催告を要せず、本サービスの提供を一時的に中止し、又は本規約を解除することができるものとする。
   （1）　支払いの停止又は破産、会社更生、特別清算もしくは民事再生手続きの申立てがあった場合
   （2）　振出し又は引受をした手形・小切手が不渡りになった場合
   （3）　仮差押、差押、滞納処分又は競売手続きの開始があった場合
   （4）　本規約に対する重大な違反又は背信的な行為があった場合
   （5）　その他前各号に準ずる、本規約を継続しがたい事由が発生した場合
3. 利用者が前 2 項に該当した場合、利用者が当協会に対して負担する一切の金銭債務は当然に期限の利益を失い、利用者は直ちに当該金銭債務を当協会に弁済するものとする。

第20条　（損害賠償）

1. 当協会は、本サービスに関連して利用者に損害が生じた場合において、当協会の故意又は重過失による場合を除き、当該損害について第 2 項に定める範囲でのみ責任を負うものとする。
2. 当協会が本サービスに関して損害賠償責任を負う場合における賠償額の総額は、当該損害が発生した契約に基づき利用者が当協会に対して支払った対価及び支払義務を負う対価の総額を上限とする。
3. 当協会は、当協会の故意又は重過失による場合を除き、逸失利益、間接損害、特別損害、機会損失、事業中断損害、信用毀損、データ消失その他これらに類する損害について一切の責任を負わない。
4. 本サービスは、受講者の内省、行動改善及び組織内対話の促進を目的とする支援サービスであり、受講者の更生、再発防止、評価改善、職場環境の改善その他一定の結果の実現を保証するものではない。
5. 受講者の行為、判断及びその結果並びにこれらに起因して第三者に生じた損害に

ついては、利用者及び受講者の責任において処理されるものとし、当協会は責任を負わない。

6. 受講者の配置、処分、復職可否、懲戒、評価その他の雇用上又は人事上の意思決定は、利用者の責任において行われるものとし、当協会はこれらの最終判断責任を負わない。
7. 通信回線障害、第三者が提供する外部サービス（Zoom 等の Web 会議システムを含むがこれに限られない。）の不具合、利用者又は受講者の通信環境若しくは機器環境に起因して生じた損害について、当協会は責任を負わない。
8. 当協会は、通常かつ直接生じた現実の損害に限り責任を負うものとし、予見可能性の有無を問わず間接損害はこれに含まれない。
9. 第 13 条第 1 項に基づく停止、中断、延期又は中止が当協会の責めに帰すべき事由によらない場合、当協会は、これに伴い利用者又は受講者に生じた交通費、宿泊費、予約取消料、払戻不能費用その他の損害について、賠償責任を負わない。
10. 前項は、当協会の責めに帰すべき事由によって生じた損害について、法令上認められる利用者の損害賠償請求権を排除するものではない。当該損害については、本条第 1 項から第 3 項及び第 8 項の定めに従い、法令上認められる範囲で責任を負う。

第21条　（本サービス内容の変更等）

当協会は、合理的な範囲で本サービスの内容を変更、追加又は廃止することがある。ただし、個別契約で合意した日程等の重要事項を変更する場合は、利用者と協議の上で行うものとする。

第22条　（変更の届出）

1. 利用者は、本サービスの申し込みにあたり当協会に提供した情報に変更が生じた場合は、速やかに当協会に対しその旨を書面にて通知するものとする。
2. 利用者が前項の通知を怠ったことにより、本サービスの利用に支障が生じたとしても、当協会は何ら責任を負わないものとする。
3. 当協会は、必要があると合理的に判断した場合、利用者における本サービスの利用状況を調査することができるものとし、利用者は誠実にこれに応じるものとする。なお、当該調査により利用者による利用状況が本規約に定める利用条件に適合しないことが判明した場合には、当協会及び利用者は、合理的な範囲で本規約の条件変更について誠実に協議するものとする。

第23条　（オンライン研修）

オンライン研修とは、Zoom 等の Web 会議システム等を用い、PC やスマホ等を通じて、集合せずに受講できる研修を指し、当協会は、本研修として利用者にオンライン研修を提供する場合がある。

第24条　（オンライン研修における利用者及び受講者の責任）

1. 利用者は、受講者に対し、本研修を受けるために必要な通信機器、ソフトウェア、インターネットに接続するための回線利用サービスの契約、Zoom 等の Web 会議システムその他必要な準備を、自己又は受講者の費用と責任において行う又は行わせるものとする。なお、本研修を受けるためのインターネット通信料は利用者又は受講者の負担とする。
2. 利用者は、自己又は受講者と第三者との間で紛争が生じた場合、又は第三者の行為に対する要望、疑問若しくはクレームがある場合は、自己の費用と責任において当該第三者との間で直接問題を処理解決するものとする。

第25条　（Zoom 等の Web 会議システムに関する遵守事項）

利用者及び当協会は、事前に協議の上、本研修に使用する Web 会議システム（Zoom 等）を決定し Web 会議のシステムの利用規約に基づいて利用するものとする。なお、利用者及び当協会は、相手方に対し、Web 会議システムの脆弱性その他 Web 会議システム側に起因する情報の漏洩その他の損害及び不具合について、一切責任を負わないものとする。

第26条　（オンライン研修の参加条件）

1. 利用者はオンライン研修に参加するにあたり、PC 又はスマートフォン（以下「スマホ」という。）などオンライン研修に参加するに必要な機材のカメラ及びマイクをオンにし、利用者及び当協会の双方向によるコミュニケーションが可能な状態にするものとする。
2. 利用者はオンライン研修に参加するにあたり、PC 又はスマホなどオンライン研修に参加するに必要な機材を一人 1 台準備するものとする。なお、複数で機材を共有する場合は、事前に当協会へ連絡し当協会の承諾を得ることとする。
3. 利用者は、事前に当協会により決められた参加人数を超えてはならない。参加人数を超えた場合は、当協会は利用者に対し追加料金を請求するものとする。利用

者が当協会に対し追加料金の支払いを拒む場合は、当協会は利用者に対しオンライン研修の実施を中止することができるものとする。

第27条　（オンライン研修における禁止事項）

利用者は、本研修の実施にあたって以下の行為を行ってはならないものとする。なお、受講者もこれと同様とし、利用者は、受講者が当該行為を行わないよう、指導・監督するものとする。

(1)　当協会が指定するネットワーク環境等以外での受講
(2)　当協会の承諾を得ずに本研修の実習場面を録画・録音・撮影する行為
(3)　虚偽、不完全又は不正確な情報を本規約に登録する行為
(4)　URL、ID、パスワード等を含む案内等の不正使用
(5)　当協会又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
(6)　相手方又は第三者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つけるような行為
(7)　相手方又は第三者の財産、名誉・プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為（誹謗中傷・暴言・ＳＮＳ等への書き込みを含む。）
(8)　本研修の利用形態を超えて利用（複製、送信、転載、改変等の行為を含むが、これに限られない。）する行為
(9)　当協会若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
(10)　公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為
(11)　本研修の実施を妨げる行為
(12)　当協会及び本研修の信用を毀損する行為
(13)　当協会が定める一定のデータ容量以上のデータを、本研修を通じて送信する行為
(14)　当協会又は第三者の機密情報もしくは個人情報を、その他の第三者に不正に公表、開示、提供及び漏洩する行為
(15)　当協会のサービスと同等又は類似のサービスを提供する行為
(16)　営業、宣伝、広告、勧誘その他営利を目的とする行為、その他本業務の利用目的に反する行為
(17)　その他当協会が不適切と判断する行為

第28条　（オンライン研修の提供の停止）

1. 当協会は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、必要に応じて利用者及び受講者に通知の上、又は緊急やむを得ない場合には事前通知なく、オンライン研修の全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。
   (1)　オンライン研修の提供に必要な装置、コンピュータ、システム又は通信回線等保守点検又は更新を行う場合
   (2)　地震、落雷、火災、停電、感染症・疫病の蔓延、感染症等による健康被害、又は天災などの不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合
   (3)　オンライン研修の提供に必要な装置、コンピュータ、システム又は通信回線等が不通、不良及び事故等により停止・使用不能となった場合
   (4)　予期せぬネットワーク障害、マイクの不具合などが生じた場合
   (5)　いわゆるハッカー等の介入によりサービス提供が困難な場合
   (6)　当協会が利用する外部予約システムが何らかの影響にて停止・不安定な状態に陥ったり不具合が生じたりする場合
   (7)　名誉・プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為（誹謗中傷・暴言・ＳＮＳ等への書き込みを含む。）が生じた場合
   (8)　飲酒中、飲酒後であることが判明した場合、又は誹謗中傷・暴言が用いられた場合
   (9)　感染症の疑い、健康上の問題、その他やむを得ない事由のある場合
   (10)　その他、当協会がオンライン研修の提供が困難と判断した場合
2. 前項に基づく停止又は中断が当協会の責めに帰すべき事由によらない場合、当協会はこれにより利用者又は受講者若しくは第三者に生じた損害について責任を負わない。なお、当該事由によりオンライン研修が中止となった場合、利用者当協会間で協議の上、本規約の全部又は一部を解除し、又はこれを変更（研修内容及び日程の変更を含む。）することができる。

第29条　（業務の報告）

1. 当協会は、本サービスの実施状況及び結果について、研修の性質及び目的に応じ、必要な範囲で利用者に報告する。ただし、更生支援を目的とする研修については、受講者との信頼関係及び守秘義務に配慮し、研修途中の経過報告並びに受講者の発言内容、心理状態その他の詳細な情報に関する個別の報告要求には、原則として対応しない。
2. 当協会は、本サービスについて、変更、改定、修正その他問題解決の必要性があ

る場合、速やかに利用者にその旨を通知するものとし、利用者当協会間で必要な協議を行い、双方誠意をもって協力し、これを解決するものとする。

3. 当協会が作成する研修報告書は、利用者の担当者による研修結果の把握及び今後の対応の検討を目的とするものであり、受講者本人への交付を目的としない。利用者は、当協会の事前の承諾なく、報告書の全部又は一部を受講者本人に開示、転送若しくは配布し、又はその内容をそのまま引用若しくは伝達してはならない。ただし、法令に基づく開示その他法令上必要な対応については、この限りでない。当協会は、報告書の内容に関する口頭での個別説明を原則として行わない。

第30条　（契約期間）

1. 本サービス利用契約は、申込みごとに個別に成立するものとし、当該申込みに係る本サービスの提供及び料金その他の精算が完了した時点で終了する。
2. 本サービス利用契約は自動更新されないものとし、利用者が新たに本サービスの提供を希望する場合は、改めて申込みを行うものとする。
3. 本サービス利用契約の終了後も、その性質上存続すべき機密保持、個人情報の取扱い、知的財産権、料金の精算、損害賠償、準拠法及び合意管轄に関する規定は、引き続き効力を有する。

第31条　（通知・連絡）

利用者と当協会との間の通知又は連絡は、当協会の定める方法によって行うものとする。当協会は、利用者から、当協会が別途定める方式に従った変更届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知又は連絡を行い、これらは、発信時に利用者へ通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第32条　（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定は、継続して完全に効力を有するものとする。

第33条　（準拠法）

本規約には、日本国の法律が適用されるものとする。

第34条　（合意管轄）

利用者及び当協会は、本規約及び本規約に関して、訴訟の提起、調停の申立等の必要が生じた場合の第一審の専属的合意管轄裁判所を訴額の如何にかかわらず、東京地方裁判所とすることに合意する。

第35条　（協議事項）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に関する疑義が生じた場合、利用者及び当協会は誠意をもって協議し、これを解決する。

制定日　2026 年 10 月 1 日

適用開始日　2026 年 10 月 1 日

本規約は、適用開始日以降の新規申込分に適用する。